

(参考)

## 東京都北区みどりの条例 (抜粋)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、東京都北区（以下「区」という。）におけるみどりの保護と育成に関し必要な事項を定めることにより、区、区民及び事業者が一体となって地域の緑化の推進を図り、もって現在及び将来における区民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 みどり 樹木、樹林、生けがき及び草地をいう。

2 事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

### 第2章 みどりの保護

(樹木等の保護及び回復)

第8条 何人も、現存する樹木及び樹林を保護するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同等以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

### 第3章 みどりの育成

(公共施設の緑化)

第15条 区長は、区が設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設」という。）について、規則で定める基準により植栽するなどの緑化を行うとともに、その保全に努めなければならない。

2 国、他の地方公共団体等は、その設置し、又は管理する施設について、前項に定める基準に準じて緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第16条 規則で定める面積以上の敷地を有する区民及び事業者は、当該敷地に規則で定める基準により植栽するなどの緑化を行うとともに、その保全に努めなければならない。

(開発行為と緑化)

第20条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項に規定する通知を必要とする計画又は規則で定める面積以上の敷地を対象とする都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法第6条第1

項に規定する確認を必要とする計画若しくは都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第2条第8号に規定する指定作業場を設置する行為（以下「開発行為等」という。）を行おうとする者は、その計画に係る土地又は敷地の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 前項に規定する緑化計画書は、第15条又は第16条に定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、第1項に規定する緑化計画書の認定を受けないで開発行為等を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画の認定を受けるよう又は当該認定に適合する開発行為等を行うよう若しくは緑化計画を履行するよう勧告することができる。